

社会福祉法人逗子市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人逗子市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事については、報酬を支給する。
- (2) 監事については、報酬を支給するほか、理事会及び特に会長が認める会議（以下「会議等」という。）に出席したときは、費用を弁償する。

(報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事の報酬については、別表第1に定める額
 - (2) 監事の報酬及び費用弁償額については、別表第2に定める額
 - (3) 会長及び常務理事の通勤手当については、社会福祉法人逗子市社会福祉協議会事務局職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第16条に準ずる額
- 2 役員等が職務のため出張したときは、社会福祉法人逗子市社会福祉協議会理事等旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 理事の報酬等については、職員給与規程第8条に準じた日とする。
 - (2) 監事の報酬については、本監査を実施した日とする。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるも

のとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(会長及び常勤役員の報酬等に関する規程等の廃止)
- 2 次に掲げる規程は、廃止する
 - (1) 社会福祉法人逗子市社会福祉協議会会長及び常勤役員の報酬等に関する規程
 - (2) 社会福祉法人逗子市社会福祉協議会理事・監事の報酬に関する規程

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 理事の報酬

会長 月額 83,000 円

常務理事 月額 194,400 円

その他理事 月額 5,000 円

別表第2 監事の報酬及び費用弁償額

報酬年額 20,000 円

費用弁償額日額 1,000 円